

○高圧ガス製造施設等変更許可申請（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第14条第1項
- 一般則第14条
- 液石則第15条
- コンビ則第13条

適用

1. 製造施設の変更の工事をする場合
2. 製造する高圧ガスの種類の変更をする場合
3. 製造方法の変更をする場合

必要書類

1. 高圧ガス製造許可申請書（一般則様式第4、液石則様式第4、コンビ則様式第3）
2. 製造施設変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
〈留意事項〉（1）～（7）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - （1）製造の目的
「製造の目的」には、○○○○○を年間○○トン生産するため、○○を製造する、等具体的記載する。
 - （2）処理設備の処理能力
製造する高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。
 - （3）処理設備の性能
「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は、公称能力を記載する。
 - （4）法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。
 - （5）移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 - （6）製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面
 - （7）製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項
（コンビ則適用事業）
施設の特殊性に応じ、設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（例えば、水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等）を記載する。

【次ページへ続く】

[添付すべき書面又は図面]

- ① 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
防火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
 - ⑤ 機器等一覧表
塔・槽類・熱交換器類、圧縮機・ポンプ類、弁類及び配管類についての材料、設計圧力、設計温度、肉厚等を記載したリスト
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書
 - ⑦ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
特定設備検査規則第3条の特定設備並びに一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号、第12号及び第13号並びに液化石油ガス保安規則第5条第1項第17号、第18号及び第19号の規定により経済産業大臣が適切であると認める者が製造等を行った高圧ガス設備以外の高圧ガス設備に係る強度計算書
 - ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書
経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めた計算方法等により設計した耐震設計構造物にあつてはその結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあつては計算条件及び計算結果の書面
 - ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- (8) 上記①～⑨に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の基準の確認に必要な書面又は図面
- (9) 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (10) 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）